

船員の最低賃金

令和6年2月21日現在

業種	適用する船舶	金額（月額）	発効年月日	適用する地域
内航鋼船及び木船運航業 (サルベージ業を除く)	鋼船	職員 258,950円 若年職員 242,500円 部員 200,350円 海上経歴3年未満の部員 191,050円	令和6年 2月21日	全国
	①平水区域の鋼船 ②沿海区域の100G/T未満の鋼船 ③鋼製はしけ ④木船	職員 252,300円 若年職員 235,850円 はしけ長 252,300円 部員 193,700円 海上経歴3年未満の部員 184,400円		
海上旅客運送業	①近海区域以上の船舶 ②沿海区域の100G/T以上の船舶	職員 255,750円 事務部職員 200,750円 部員 192,900円	令和6年 2月21日	全国
	①平水区域及び限定沿海区域の船舶 ②沿海区域の100G/T未満の船舶	職員 247,000円 部員 180,000円		
漁業	かつお・まぐろ漁業の用に供する漁船	1人歩船員 199,300円	令和5年 1月25日	全国
	大型いか釣り漁業の用に供する漁船(200G/T以上)	1人歩船員 203,300円	平成26年 12月20日	
	沖合底びき網漁業の用に供する漁船	1人歩船員 188,200円	令和5年 6月8日	九州運輸局管内
	大中型まき網漁業の用に供する漁船	1人歩船員 199,300円	令和5年 6月8日	(九州及び山口県の一部)

- 「若年職員」「海上経歴3年未満の部員」については、裏面をご確認ください。
- 割増手当、欠員手当、ボーナス等は、最低賃金に算入されません。(裏面参照)

船員には、上記のとおり最低賃金が適用されます。
船舶所有者は、この最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

船員の最低賃金についてのお問い合わせは、九州運輸局海事振興部船員労政課
(TEL 092-472-3159) 又は、最寄りの運輸支局、海事事務所へ。

九州運輸局

**最低賃金に算入すべきものと考えられる賃金項目と
算入すべきでないと考えられる賃金項目の例**

最賃に算入すべきものと考えられる賃金項目 【毎月定期払いされるもの】	最低賃金に算入しない賃金の例示	最賃に算入すべきものではないと考えられる賃金項目 【不定期に支払われるもの】
職別本給 歩合給（最低保障給付き） 乗船手当	通常の労働日以外の日での労働、通常の労働時間を超える時間外手当など	時間外手当（残業手当） 休日出勤手当 夜間割増賃金
精勤手当 衛生管理者手当 機関部手当	通常の労働日以外に臨時に行う労働に対し支払われる作業手当、欠員手当など	作業手当 潜水手当 準備手当 整備作業手当 執職手当 欠員手当 陸上作業手当 冷凍機当直手当 荷役手当
生産奨励金 職務手当 航海手当（航海日当） 家族手当	予期していない事由に基づき支払われる災害の発生が確定していない場合の発生が確定しない給付金、退職手当など	災害一時金 （又は災害給付金） 結婚手当 退職金
	1カ月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末賞金	賞与（ボーナス） 臨時手当
	通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの	通勤手当 外勤手当 旅費 交通費

内航網船運航業及び木船運航業最低賃金「若年職員」区分

下表左欄の船舶職員養成施設の課程を修了した職員であって、当該課程修了後の勤務期間がそれぞれ下表右欄の期間に満たない者に適用する。

船舶職員養成施設(※注)の課程	勤務期間
海員学校 本科	4年6月未滿
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程 本科	
水産系高等学校 (船舶職員養成施設として指定又は登録を受けている課程に限る)	
海員学校 乗船実習科	4年未滿
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程 乗船実習科	
海上保安学校(本科)	3年6月未滿
海員学校インターンシップ課程(本科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程 インターンシップ課程(本科)	2年6月未滿
海員学校 専修科	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程 専修科	
水産系高等学校 専攻科 (船舶職員養成施設として指定又は登録を受けている課程に限る)	
海技大学校 海技士科 (三級海技士(航海科、機関科)第四)	
海技大学校 海上技術科(航海科、機関科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程 海上技術コース(航海、機関)	
商船高等専門学校 (船舶職員養成施設として指定又は登録を受けている課程に限る)	2年未滿
海員学校インターンシップ課程(専修科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程 インターンシップ課程(専修科)	
独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技専攻課程 海上技術コース(航海専修、機関専修)	6月未滿

内航網船運航業及び木船運航業最低賃金「海上経歴3年未満の部員」

下表左欄の船舶職員養成施設等を卒業した者は、下表右欄の海上経歴を有するものとみなす。

船舶職員養成施設等の卒業課程	みなし海上経歴
海員学校の専科、専修科、司ちゅう・事務科又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程専修科の卒業 者	3年
その他の海員学校の卒業者又は独立行政法人海技教育機構海技士教育科海技課程本科の卒業 者	修業年限
水産系高等学校(船舶職員養成施設として指定又は登録を受けている課程)の卒業 者	2年
その他の高等学校卒業 者	1年

※注 1. 海員学校には、独立行政法人国立海上技術学校を含む。

2. 海員学校専修科には、独立行政法人国立海上技術短期大学校を含む。

3. 海技大学校には、独立行政法人海技大学校を含む。

4. 商船高等専門学校には、独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。